

丸山幼稚園は、平成27年4月に施行された、国の「子ども子育て支援新制度」に基づく「認定こども園」です。

●新制度では、お住まいの市区町村の利用認定が必要になります

本園を利用するには、保育・教育の必要性に応じて下記の区分によるいずれかの利用認定を、お住まいの市町村より受けていただく必要があります。

◎認定区分

1号児・・・お子さんが満3歳以上で、幼稚園の時間だけの保育を希望する方（4時間程度）

○保育時間 9：30～14：00（8：30から登園できます）

2号児・・・お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」（※1）に該当し、長時間保育を希望する方（さらに下記2種類の区分があります。認定は市区町村がします）

《保育標準時間利用児》 フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間利用）

○保育時間 7：30～18：30

《保育短時間利用児》 パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間利用）

○保育時間 9：30～17：30

（通常保育が行われる日は8：30から登園できます）

（※1） 2号児の認定には、「保育の必要な事由」が必要です

保護者が次のいずれかに該当し、家庭で保育ができない場合をいいます。

- | | |
|-----------------------|---|
| ○保護者が就労をしている場合 | ○妊娠・出産の場合 |
| ○病気（入院又は療養中）・障害の場合 | ○介護・看護に従事している場合 |
| ○災害の復旧にあたっている場合 | ○求職活動中の場合 |
| ○就学している場合 | ○虐待やDVのおそれがある場合 |
| ○その他、保育が必要と特別に認められた場合 | ○育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合 |

●お住まいの市区町村への認定の申請は、幼稚園からまとめて行います。どちらの区分を希望するか、願書及び別紙の「施設型給付費支給認定申請書」にご記入ください。認定はお住まいの市区町村が行い、確定後保護者の方に連絡がいきます。

●2号を申請される方は、別途必要書類を提出していただくことになります。（p5参照）

●施設利用給付認定（預かり保育の補助金）を受けられる方は、申請が必要です。（別紙参照）

●審査の結果2号認定がなされなかった方や、2号の定員枠内に入れなかった方は、園独自の特別延長保育制度を利用することができます。（p10参照）

●保育短時間利用児の保育時間を延長する場合は、別途費用がかかります。（p10参照）

●認定区分は、卒園するまで有効です。事情により年度の途中で認定区分の変更を希望する場合、定員に空きがあれば可能です。手続きに時間がかかりますので、利用希望時期の2ヵ月前までに園にご連絡ください。

●詳しくは、内閣府ホームページの中の「よくわかる『子ども・子育て支援新制度』」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/sukusuku.html> をご覧ください。

《ホームクラスについて》

近年の日本における家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、国では平成18年10月より「認定こども園制度」が施行され、当園では平成20年4月から幼児教育と保育の両方を行ってまいりました。

平成24年8月には、「子ども・子育て支援法」という法律ができ、平成27年4月より新しい制度の「認定こども園」として、スタートしています。この時間の保育を、当園では「ホームクラス」とい、多くのお子さんが利用してまいりました。新制度になった現在も今までと変わりなくこの「ホームクラス」を行っており、幼稚園の教育終了後の時間は更に充実しています。

○対象と利用時間

2号児

①保育標準時間利用児 ●月曜日～金曜日 午前7時30分～午後6時30分

②保育短時間利用児 ●月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分

※通常保育がある日は、8時30分から登園することができます。

※保育短時間利用の方で延長利用を希望する方は、10ページをご覧ください。

1号児月ぎめ

園独自の特別延長保育制度を月ぎめで利用するお子さん

●月曜日～金曜日 午前7時30分～午後6時30分

1号児日ぎめ

園独自の特別延長保育制度を日ぎめで利用するお子さん（p10参照）

●午前7時30分から午後6時30分までの間

※それぞれ、幼稚園における正規の教育時間を含みます。

※上記保育時間内でご都合に合わせてご利用ください。

※春、夏、冬（正規の教育日数以外）の休業中も同じ時間です。

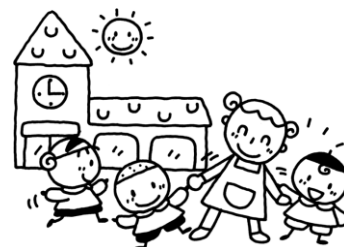
○延長保育の休日

●土曜日及び日曜日

●国民の休日

●1月1日～3日、12月29日から31日まで

●その他、幼稚園が定める日（事前にお知らせいたします。）



○職員体制

幼稚園の正規教育時間の担任と連携を取りながら、ホームクラス専任の保育者が保育にあたります。その他経験のあるパートの先生が数名従事いたします。

○その他

●家庭的な雰囲気の中、時間帯や活動内容によって異年齢・同年齢グループですごします。

●保育室は、常時エアコンが設置されています。園庭、ホール、特別室も使用します。

●毎日午後3時頃、飲み物とおやつがでます。

●18:30までに迎えが間に合わない時は、ファミリーサポートサービスなどをご利用ください。

●お子さんが家庭にいる時はできるだけ一緒に過ごし、コミュニケーションをおとりください。

《特別延長保育制度について》

ホームクラスでは、2号児の認定を受けたお子さんだけでなく、1号児のお子さんも園独自の延長保育を利用できます。

○利用料

1号児月ぎめ

月 15,000円（お休みされても返金はありません）

1号児日ぎめ

○通常保育時・・・一日 1,300円

○幼稚園における正規教育のない日・・・一日 1,700円

※施設等利用給付認定の申請をして預かり保育の補助を受ける方は、日ぎめのみの利用となります。

※保育料は最低1日単位で、時間割での計算はありません。

※月ぎめから日ぎめ、日ぎめから月ぎめへの変更は月の途中ではできません。

※ランチのない日（半日保育、夏冬春休み中）のホームクラス利用時は、ランチ代が実費負担となります。

※2号児の保育短時間利用の方で、日によって保育時間を延長する場合は、日ぎめの費用がかかります。月ぎめで保育時間を延長される場合は、事前に申し込みのうえ別途費用がかかります。



○申し込み方法

月ぎめ 事前の申し込みが必要になります。

○月ぎめ延長保育のお申し込み締め切りは、前月の20日です。

○月ぎめ延長保育をご利用の方は、別紙の「延長保育利用申込書」に必要事項をご記入のうえ申し込みをしてください。

○当月の20日までに取り消しのご連絡がない場合は、自動的に翌月も月ぎめ利用は継続されます。20日以降の取り消しは原則としてできませんので、ご注意ください。

日ぎめ 通常保育の日は事前の申し込みは必要ありません。

○連絡ノートに利用日、お迎え時間をご記入の上、**利用日の午前中までに園にお申し込みください。**
急な場合はお電話でもお申し込みいただけます。

ホームクラスの一日の流れ

時間帯	7:30 ～ 8:30	8:30 ～ 9:30	9:30 ～ 11:30	11:30 ～ 12:30	12:30 ～ 14:00	14:00 ～ 15:00	15:15 ～ 15:30	15:30 ～ 17:30	17:30 ～ 18:30	18:30
ホームクラス	順次登園 延長保育	幼稚園活動時間				延長保育開始 休憩 (午睡)	おやつ	各活動外あそび 製作など	自由遊びなど	延長保育終了
		自由遊び	指導計画に沿った 一斉保育	昼食	自由あそび 帰りの用意 平常保育 終了					